

岐阜市中央卸売市場電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件 名 岐阜市中央卸売市場で使用する電気（高圧電力）
- (2) 供給場所 岐阜市茜部新所 2 丁目 5 番地
- (3) 供給建物 岐阜市中央卸売市場
- (4) 業種及び用途 官公庁（卸売市場）

2 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 電気方式 交流 3 相 3 線式 予備電源あり
- イ 標準電圧 6,000V
- ウ 標準周波数 60Hz
- エ 非常用自家発電設備 なし
- オ 常用発電設備 太陽光発電 20kVA 系統連系あり（逆潮流なし）

(2) 予定契約電力等

- ア 予定契約電力（常時） 1,250kW
- イ 予定契約電力（予備電源） 1,250kW
- ウ 予定使用電力量 4,598,000kWh（詳細、別紙のとおり）
- エ 予定平均力率 100%

(3) 供給期間

令和 8 年 12 月の検針日から令和 9 年 12 月の検針日の前日まで

(4) 電力計及び検針方法等

- ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
- イ 検針方法 通信線設備を通じての自動検針
- ウ 検針日 毎月 1 日午前 0 : 00

(5) 需給地点

岐阜市中央卸売市場の構内引込第 1 柱上開閉器の電源側接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

(8) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし

(9) 耐雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし

3 その他特記事項

(1) 電気料金の計算方法

- ア 1 月（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間）毎に算定する。
- イ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
- ウ 基本料金＝基本料金契約単価（常時）×契約電力×（185%－力率）＋基本料金契約単価（予備電源）×契約電力
（※基本料金が定額の場合、力率による割引等を設定しない場合を除く）

- エ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量
- オ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
- カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。
- キ 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ク 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ケ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- コ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てる。

(2) 電気料金の請求及びデータの提供

- ア 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は3(1)に基づき算定された電気料金を発注者に請求するものとする。
- イ 毎月の請求書等は、WEBからのダウンロード、メールまたは書面にて岐阜市中央卸売市場へ送付すること。なお、請求書等の様式は、受注者の任意の様式によるものとする。
- ウ 供給場所に会計主体の異なるテナントがあるが、一括請求によるものとし、発注者は納付書による入金のほか指定の口座へ一括にて支払うものとする。
- エ 受注者は、3(2)イによる請求のほか、毎月5営業日程度を目途に、速報として請求書等データをWEBからのダウンロード、メールまたはFAXにより提供すること。

(3) 現在の供給者、契約電力等

- ア 現在の供給者 丸紅新電力株式会社
- イ 現在の契約電力等 (常時) 1,250kW
(予備電源) 1,250kW
(使用電力量) 4,554,000kWh (令和7年度実績 千kWh未満切り捨て)
(最大需要電力) 1,051kW (令和7年度実績)

- (4) 今回の契約を実行するため、設備構造等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。
- (5) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

経済部 中央卸売市場
担当：施設管理係
清水
直通： 271-1341

(別紙)

予定使用電力量

供給年月	使用電力量(kWh)			
	夜間時間	昼間時間	重負荷時間	合 計
令和 8 年 12 月	174,000	152,000		326,000
令和 9 年 1 月	168,000	135,000		303,000
令和 9 年 2 月	149,000	132,000		281,000
令和 9 年 3 月	164,000	147,000		311,000
令和 9 年 4 月	174,000	154,000		328,000
令和 9 年 5 月	208,000	157,000		365,000
令和 9 年 6 月	203,000	213,000		416,000
令和 9 年 7 月	258,000	125,000	137,000	520,000
令和 9 年 8 月	285,000	132,000	142,000	559,000
令和 9 年 9 月	254,000	113,000	121,000	488,000
令和 9 年 10 月	194,000	188,000		382,000
令和 9 年 11 月	170,000	149,000		319,000
合 計	2,401,000	1,797,000	400,000	4,598,000

※ いずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。

※ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間とし、夏季の10時から17時までを重負荷時間としている。

昼間時間は8時から22時までの時間（重負荷時間を除く）、夜間時間は重負荷時間および昼間時間以外の時間としている。

休日（日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日）は、終日夜間時間の料金を適用している。